

三田市まちづくり協働センター登録団体要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働を推進していくパートナーとなる市民活動団体を支援するため、三田市まちづくり協働センター（以下「協働センター」という。）に設けられた登録団体制度に係る登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている団体を登録団体として認めるものとする。

- (1) 公益の増進に寄与する活動を行うこと。
- (2) 市民に対して活動内容が開かれていること。
- (3) 営利を目的としないで、自発的、継続的に活動すること。
- (4) 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (6) 会員の総意で民主的に運営されていること。
- (7) 会員の加入又は脱退は、自由であること。
- (8) 会員は5人以上とし、その構成は市内在住・在学・在勤者が5割以上であること。
- (9) 協働センターの管理運営方針に従うとともに、円滑な運営に協力すること。

(登録申請等)

第3条 登録団体の申請をしようとするものは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働センター登録団体申請書(別記様式)
- (2) 前条に規定する要件を満たすために市長が必要と認める書類。

2 新規登録については、随時受け付けるものとする。

3 継続登録の受付は、毎年3月1日から3月31日までの間に受け付けるものとする。

4 登録期間は、継続登録にあつては4月1日から翌年3月31日までとし、新規登録については市長が登録団体として承認した日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があつた場合において、第2条に規定する要件をすべて満たしていると認めるときはこれを承認し、書面にて通知する。

(受けられるサービス)

第5条 登録団体は、次の各号に掲げるサービスを受けることができる。

- (1) 協働センターが発行する情報紙・ホームページ等で団体を紹介するサービス
- (2) 協働センターの有料施設を利用するときは、一般利用者より1箇月早く予約できるサービス
- (3) 登録団体が全市民を対象とした事業のために協働センターの有料施設を使用するときは、使用料の全額の免除を受けることができるサービス（レンタルオフィスを使用する場合を除く。）
- (4) 登録団体がその構成員を対象とした事業のために協働センターの有料施設を使用するときは、使用料の5割の減額を受けることができるサービス（レンタルオフィスを使用する場合を除く。）
- (5) レンタルオフィスを使用できるサービス
- (6) メールボックスを使用できるサービス
- (7) ロッカーを使用できるサービス
- (8) 協働センターが行う講座やイベント、啓発資料など、随時有益な情報の提供を受けるサービス

(変更の報告)

第6条 登録団体の代表者は、登録申請書の内容を変更したときは、速やかに市長に報

告しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正の手段により団体登録をしたとき。
- (2) 登録団体から取消しの申出があったとき。
- (3) 第2条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他市長が登録団体としてふさわしくないと判断したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じて市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

(登録の要件に関する特例)

- 2 登録の初年度については、第2条第8号中「5人以上」とあるのを「3人以上」と読み替える。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。